

市議会だより

な か ま

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、12月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会

■ 第113号 平成17年2月25日 ■ 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



消防出初式でのポンプ操作

中間市及び北九州市の 廃置分合についての議案を否決

12月定例会

平成十六年第五回中間市議会（十二月定例会）は、十二月七日に開会され、十八日間の会期で十二月二十四日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、補正予算などあわせて十六件でした。

審議の結果、十五議案が原案どおり可決しましたが一議案が否決されました。

一方、議員提出議案は、意見書案四件が可決されましたが、意見書二件が否決されました。

そのほか、任期満了となる教育委員会委員を選任しました。

常任委員会の

審査から

各常任委員会では、十一月定例会で付託された補正予算など九議案について審査しました。審査の内容(要旨)は次のとおりです。



平成十六年度 補正予算

総務文教委員会

一般会計

今回の補正予算の総額は、四億七千三百十萬円で、一般会計の総額を百七十九億二千八百十萬円とするものです。歳入の主なものは、市税が六千二百萬円の増額で、国庫支出金及び県支出金が一千九百八十萬円の増額となり、退職金に充当するた



めの基金からの繰入金が一億円増額となっています。また、市債では、道路整備事業債等で一億八千四百萬円が増額されています。歳出の主なものは、総務費では、人件費で退職勧奨等による退職者の増加で、退職手当一億八百萬円が計上されています。

教育関係では、度重なる台風による災害に対する費用として、各小中学校の校舎や体育館の修繕費として三百五十萬円が計上されています。委員から「ホストコンピュータ」等借上料の債務負担行為補正について、十七年度から五年間リースということだが、北九州市と合併した場合どうなるのか」との質疑があり、執行部から「北九州市の担当者と協議したところ、合併した場

合でも当分の間は、中間区は中間区での電算処理になるとのことでありましたので、すでに現行のシステムは五年間の減価償却期間を過ぎており、トラブルも発生していることからリース替えをするものです」との説明がありました。

また、委員から働く婦人の家について「利用者から雨漏りがひどいとの声が多くあがっているが現状はどうなっているのか」との質疑があり、執行部から「今年の台風の影響で雨漏りがひどくなりました。現在は予算の関係もあり最低限の対応をしています。すでに新年度予算では要望をだしています」との説明がありました。

全員賛成で可決しました。

人事紹介

十二月定例会で、任期満了に伴う教育委員会委員の選任に同意しました。
《敬称略》

教育委員会委員

大林 重行
船津 春美

議員提出議案

可決したもの

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書

高齢化が世界有数のスピードで進むわが国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力をふるったりするなど虐待が深刻化しています。

しかしながら、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策も遅れているのが現状です。

虐待の背景には、限界を超える介護へのストレスや複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家族を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もあります。

そこで、地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための具体的な対策を早急を実現するため、高齢者虐待防止法の制定を強く要望いたします。

一、相談窓口の設置と、早期発見のための通報システムを確立すること。

二、高齢者を虐待者から切り離す緊急保護のための一時保護施設等を整備すること。

三、関係機関や家族のネットワークづくりを推進すること。

四、施設職員や関係者への虐待防止教育を実施すること。

五、高齢者虐待防止に関する国民への教育・啓発を推進すること。

六、諸対策を含めた高齢者虐待防止のための法律を制定すること。

民生経済委員会

一般会計

歳出の主なものは、民生費の老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金一千三百十万円、さらには児童措置費の内扶助費として児童手当法の一部改正に伴い小学校三年生まで支給対象が広がることから児童手当経費として五千七百万円が主なものです。

また、生活保護費の扶助費で四千七百五十万円、農地費では中間市と鞍手町との境界である「境川」の農業用水路整備工事に八百万円計上しています。

委員から「社会復帰施設運営補助金について」の質疑があり、執行部から「社会復帰施設であるパルハウスぼちぼちの補助金が裁定されなかった理由としては、福祉圏域は、北九州市、中間市、遠賀四町であり北九州市に施設が充足していることで却下され、今後合併問題で中間市が単独行政でいく事になれば県へ強く要望したい」との説明がありました。

また、市民健康管理シス

テムを近隣で導入している

実態についての質疑があり、執行部から「管理システムは、直方市、鞍手町、甘木市においては既に導入済み、このシステムは、個人情報を取り扱うため、セキュリティ問題、システム運用管理にあたって未解決の問題があり、その対応について、十七年度導入にむけ努力している」との説明がありました。

全員賛成で可決しました。

特別会計国民健康保険事業

歳出の主なものは、保険給付費の療養諸費では退職被保険者等療養給付費一億九千万円、保険給付費の高額療養費では退職被保険者等高額療養費三千二百万円がそれぞれ増額補正され、また、老人保健拠出金では老人保健医療費拠出金二億一千九百万円が減額補正されています。

歳入では、国庫負担金の療養給付費等負担金四千四百万円、国庫補助金の財政調整交付金一千二百万円、歳入欠かん補填収入として、五千万円がそれぞれ減額補正され、療養給付費交付金二億四百万円が増額されて

います。

全員賛成で可決しました。

老人保健特別会計

歳出の主なものは、医療諸費の医療費給付費九千二百万円、医療費支給費二千百万円の増額補正、歳入では支払基金交付金六千八百万円、国庫支出金二千九百万円、県支出金七百万円、一般会計からの繰入金七百万円がいずれも増額されています。

全員賛成で可決しました。

介護保険事業特別会計

歳出の主なものは、保険給付費のうち要介護一～五までの認定者に対するサービス諸費九千三百万円が計上され、そのうち居宅介護サービス給付費七千六百万円、介護サービス計画給付費一千七百万円が主なもので、また、基金積立金では介護給付費準備基金積立金一千六百万円が増額補正されています。

歳入では国庫支出金二千三百万円、支払基金交付金三千万円、県支出金一千百万円、一般会計からの繰入金一千三百万円がそれぞれ増額されています。

全員賛成で可決しました。

教育基本法の理念を生かすことを求める意見書

わが国の教育基本法は、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献するという日本国憲法の理念に基づき、子どもが「平和的な国家及び社会の形成者として」育つことを教育の根本とし、その理想を実現するために教育の基本的あり方を示した法律である。

今日のいじめや不登校など教育の深刻な現状を解決するためにも、教育基本法の理念と原則を教育に生かすことが求められている。

いま、教育基本法を変えようとする動きや「三位一体」の名のもとに義務教育に対する国の責任をも後退させる動きがあることは極めて遺憾である。

よって、本議会は、教育基本法の理念をあらゆる機会を通じて学校教育や社会に生かすよう、格段の取組みを求めるものである。

介護保険の改善に関する意見書

高齢者が安心して利用できる、より良い介護保険にしていくために、格段の配慮を賜るよう強く要望する。

記

一、国の制度として住民税非課税世帯などの低所得者に対しては、生活実態に即した十分な配慮を行い、保険料・利用料の軽減・減免措置を設けること。

二、保険料、利用料のあり方を、支払い能力に応じた負担に改めること。

三、介護サービスの基本整備を進めると共に、地域の実情に応じた安価で質の良い介護サービスが提供できるよう、事業者に対する自治体の権限など拡充すること。

四、国の財政支援や自治体の責任を明らかにして、介護、医療、福祉、公衆衛生の連携を強め、高齢者の健康づくりを進めること。

五、居宅介護支援事業や訪問介護事業に係わる介護報酬について、適切な見直しを図ること。

建設水道委員会

一般会計

土木費の道路橋りよう費では、深坂地区の水入・朝霧線道路改良事業に伴う工事費と用地購入費が計上されています。

事業の概要としては、深坂一丁目から二丁目にかかる道路が狭小で車両の離合が困難のため、車道部分を現状の幅員四メートルから七メートルに拡幅し、両側に幅員二・五メートルの歩道を設置し、交通の円滑化を図るとともに歩行者の安全を確保するものです。全員賛成で可決しました。



深坂地区の水入朝霧線

公共下水道事業特別会計

下水道受益者負担金の一括納付に係る報償費及び下水道の管渠築造工事費の増額、職員の異動に伴う人件費の減額によるものです。全員賛成で可決しました。

水道事業会計

資本的支出及び水道事業費用における局内職員異動に伴う給与費の補正です。

水道事業費用につきましては、営業費用として四百二十七万円を減額するものです。

また、資本的支出につきましては、改良費として四百二十七万円を計上し、同額を減債積立金で補填するものです。全員賛成で可決しました。

条例

その他

建設水道委員会

市道路線の廃止について

廃止する市道は、「新土手六号線」、「新土手七号線」、「新土手八号線」、「新土手九

号線」、「新土手十号線」の五路線です。

この五路線は、中間市市営住宅土手ノ内団地建替工事に伴い、当該住宅敷地の形状を変更することから、廃止を行なうものです。全員賛成で可決しました。

市道路線の変更について

変更する市道は、「行幸尾二号線」、「村・猿喰線」、「村六号線」の三路線です。

「行幸尾二号線」は、道路として使用していない部分を普通財産に所管換えし、村・猿喰線及び村六号線は、主要地方道中間・宮田線道路改良工事に伴い、市道の一部が主要地方道及び側道にそれぞれ包含されることから、区域の変更を行なうものです。全員賛成で可決しました。

市道路線の認定について

認定する市道は、「村十一号線」、「村十二号線」の二路線です。

この二路線は、主要地方道中間・宮田線道路改良工事に伴い、当該地区の環境整備を図るものです。全員賛成で可決しました。

大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書

新潟中越地震の発生や観測史上最多を数える台風が上陸するなど、日本列島は近年まれにみる大規模な災害に見舞われたところである。

この一連の災害によって全国各地に死者・行方不明者の発生や、住宅損壊・浸水、農林水産業用施設や農作物、港湾施設等の公共施設等への被害など甚大な人的・物的被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。

よって、国・政府におかれては、被災地のライフラインの復旧並びに、被災者への支援に一層力を注ぐとともに、国民を災害から守るため、将来予測される震災等の自然災害についても万全の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 一、地震防災策の見直しを行うこと。
- 特に、避難所や救援活動の拠点となる学校や病院の耐震化には早急な対策を講ずること。
- 二、都道府県管理区間の中小河川の堤防改修に際しては、緊急点検結果に基づき、優先的に整備を進めること。
- 三、国土の七割を占める中山間地での震災対策の確立を早急に図るとともに、災害関連緊急治山事業を速やかに実施すること。
- 四、防災無線の整備、洪水ハザードマップの策定に関し、早急な普及のための計画策定と予算措置を行うこと。
- 五、高齢者等の要援護者への対策を推進するため、災害情報の伝達・避難・救助・復旧・自立支援等に関し、対処マニュアルの策定を早急に行うこと。

否決したものの

地方財政の削減に反対する意見書
定率減税の継続を求める意見書

市政に 質問

12月8日(水)
9日(木)の本会
議で8名の議員か
ら市政について一
般質問があり、要
旨を掲載していま
す。

なお、質問事項
は順不同です。

- | | | | |
|-----|---|---|----|
| 佐々木 | 晴 | 一 | 議員 |
| 山本 | 慎 | 悟 | 議員 |
| 上村 | 武 | 郎 | 議員 |
| 青木 | 孝 | 子 | 議員 |
| 久好 | 勝 | 利 | 議員 |
| 下川 | 俊 | 秀 | 議員 |
| 中井 | 家 | 多 | 議員 |
| | 上 | 久 | 議員 |
| | | 雄 | 議員 |

中間市土地開発公社 長期保有土地について

議員 長期保有用地(五年以上)が全体の七十五・一%、保有額九億五千万円、前年比五千五百四十一万二千円の増加です。

例えば深坂地区改良という名目で昭和五十九年取得した山林原野で、取得金額三千二百一十一万四千円が十五年度決算によると九千万九千円です。

長期保有土地の取得金額と支払い利息合計、長期保有状況の問題点解決策等を伺う。

市長 公共事業の円滑な推進を図るには、十分な代替用地の確保が不可欠であり、事業用地の安定的な確保のためには、用地先行取得制度を活用し、代替用地を取得したものです。

長期保有の用地については、平成十六年三月末で、

公有地・公有用地は、面積にして、二万四千九百二十平方メートル、坪に換算して、約七千五百三十五坪で債務残高は、十二億千九百五十七万円となっております。



市有地の売却物件

そのうち五年以上の長期保有用地は、五年から十年未満は、一万三千三平方メートル(約三千九百三十三坪)で、また十年以上経過

分は、一万九千九百九平方メートル(約三千六百二坪)で、なお長期保有割合は、七十五・一%となります。

長期保有率の上昇については、前年度に比較し、五年を経過した事業用地が増加したことによるもので、事業の実効性を図るため、今後も関係部課と十分な連携を保ち、早期事業化に向けて検討をしています。

深坂地区改良事業の取得用地については、昭和五十九年頃当時、改良住宅建設用地として地権者に対し買取をした事業用地ですが、諸般の都合により、用地買収交渉が難航したため、その地区は、途中で事業が頓挫した経緯があります。

なお、長期保有土地の取得金額と支払い利息合計の内訳は、取得額七億七千三百三十三万円、支払い利息及び管理費一億七千七百十四万円です。

市長提出議案

可決したおもなもの

- 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について
- 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について
- 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減について
- 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

否決したものの

中間市及び北九州市の廃置分合について

請

願

〈継続審査〉

北九州市との合併中止を求める請願

中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願

請願者代表

梅木 薫

中間市政治倫理条例

来年度予算について

議員 来年度予算編成についての基本的な方針はどのようなものになっているのか伺いたい。

「三位一体の改革」による影響は、また、それによって対応されるのか伺いたい。

市長 平成十七年度予算編成については、中間市財務規則に基づき、本年十一月十日付けで編成方針を示し、国が地方分権を推進し、地方自治の確立を図ることを目的として進めている「三位一体改革」をうけて、本年以上に地方行革、地方財政の健全化を強く推進することとしています。

ここ数年の決算において、経常収支比率は年々上昇傾向にあり、財政の硬直化の原因となつてきていることから、「緊急財政健全化計画」を、さらに一層の努力を図ることとしています。

具体的には、歳入では、市税収入の確保に全力をあげることとし、税制改正の推移を見守りながら、的確な把握に努め、さらに徴収率の向上等積極的な増収策を図ることとしています。



さらに、緊急財政健全化計画に基づく分担金、負担金、使用料及び手数料等各種の見直しを行い、財産収入についても、積極的に処分を進め財源の確保を図ることとしています。

歳出についても、まず人件費の見直しを図り、さらに各事業の必要性、緊急性、行政効果等を十分に検討し、歳出予算の抑制を図りながらも、投資的経費についても、事業計画に基づき十分に議論されたもの、事業効果の高いものを対象としながら、経費についても、あらゆる方策を検討活用し、必要最小限に抑えることにしています。

また、特別会計については、適正な受益者負担を図り、収支の均衡に務めることとや公営企業会計についても、さらなる経営の合理化を図り独立採算制の確保に努めることなどを平成十七

年度の基本方針と定めています。

政策的には、私の就任以来掲げている「生活環境の整備」「健康づくり事業」「少子高齢化対策」「生涯学習推進」の四つの柱を重点政策として継続し、あらゆる英知を結集して、住民福祉に取り組みすることとしています。

平成十七、十八年度予算においては、三兆円程度の国庫補助負担金の廃止、縮減と、併せて三兆円の国から地方へ税源移譲を行うことが、今回の柱となつて

いましたが、今日までの経過では、国庫補助負担金改革の金額や、税源移譲の金額も三兆円には達しない点、さらに生活保護費の取扱いや公立文教施設等施設の取扱いについては、十七年度中に検討すると先送りされている点、また地方六団体案になかった、国民健康保険の都道府県負担の導入が図られていた点等、地方六団体案とは大きくかけ離れた案となっています。

今回明らかになつた平成十七年度の国庫補助負担金を平成十六年度予算と比較すると、国土交通省所管の

公営住宅家賃対策等補助金九百七十一万一千円及び文部科学省所管の要保護及び基準要保護児童生徒援助費補助金が、小・中学校合せて一千六百七十七万三千円など、本市で対象となる補助金削減額の総件数は六件、総額三千二百四十万円の影響額となつています。

平成十六年度の補助金削減額は、九件で九千万円と見込んでおり二年間の総額では、一億二千二百万円の影響額ではないかと見込んでいます。

また、地方交付税においては、平成十六年度において前年度と比較して、二億四千七百万円の削減となつており、平成十七年度は、平成十六年度と同額と見込

んでおり二年続けて削減となるのではないかと見ています。

一方の、税源移譲のほうですが、所得譲与税八千万円の新設や、市たばこ税などの税制改正等で約二億円の増収が見込まれています。

また、このような状況にどのように対応していくのか、現在継続中である緊急財政健全化計画が、平成十七年度迄となつているので、人件費を始めその他の項目についても可能な限り見直しを図り、さらに施策全般についての事務事業の見直しを徹底し、行財政運営の簡素効率化を積極的に推進し、創意と工夫により最大の行政効果が得られるよう努めることとしています。

市議会を

傍聴

しましょう

次の定例会は、3月4日です。議員による一般質問は、3月7日の冒頭から行います。委員会の一般傍聴も行っています。

本会議・委員会の日程は、中間市のホームページに掲載します。
<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

☎(246)6220

国が進める三位一体改革に伴う中間市の財政運営について

議員 現在、国は地方に対して「補助金の削減」「税源の移譲」「地方交付税の見直し」という、いわゆる三位一体改革を進めている。

このため全国で多くの市町村の財政事情が悪化し、厳しい財政運営を強いられているが、中間市には具体的にどのような影響が出ているのか伺いたい。

また、中間市が単独行政として歩んでいくとき、避けて通れないのが財政問題である。

中間市の財政指数をみると、必ずしも健全な財政状況とは言えないと思われるが、本市の財政状況について、福岡県は県内で中ほどに位置していると指摘しているし、北九州市の財政局も中間市の財政は決して悪い状況ではないと議会で発言している。

中間市の財政は極めて悪いのか。

近い将来破綻するのか。

中間市の財政は決して樂觀できるものではないと思うが、本当のところはどう

なのか。

中間市の財政状況の実態と中・長期の財政見通しについて伺いたい。

市長 国の三位一体改革は、本来、地方公共団体の自主性自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを基本とした改革を行う、いわゆる地方分権の主旨に基づく改革ですが、ここまでに至った経過は、大幅な地方交付税の削減や国庫補助金・分担金の削減を先行させた、地方自治体にとつては、大変厳しい結果となっております。



このことは、地方分権の趣旨に沿った真の財政改革とはほど遠く、単に国の財

源不足を地方の財源で補っているだけであり、全国の市町村についても、このよ

うな財政状況では、財源が長く続くとは考えられず、恒久的、安定財源の確保を強く国に訴えることを申し合わせ、先月十六日に、福岡県の地方六団体主催の「福岡総決起集会」で緊急集会を行い、翌日の十七日には東京都において「一万人総決起集会」を開催し、強く中央政府に改善を要求しているところ です。

なお、当市における具体的な影響額については、地方交付税の削減影響額は、平成十六年、平成十七年の両年の合計四億九千四百万円、国庫補助負担金の削減影響額は、同じく二カ年の合計一億二千二百万円となっており、総額六億一千六百万円を見込んでいます。

それに対応する増額要因としては、所得譲与税八千万円の新設や、税制の改正等で約二億円の増収が見込まれますが、定率減税の改正や所得税から地方税への税源移譲は未だ決まっておりません。

従って、差引約四億円以上の財源不足となっておりますが、税源移譲が決定されると、財源不足も改善されていくものと考えています。

中間市の財政状況の実態と、中・長期の財政見通しについて、本年度から来年度においては、三位一体改革の影響で、財源不足が予想されますが人件費を始めとする経費節減と税等の徴収強化を図り不足額の縮小に全力を挙げています。

また、十七年度から十八年度にかけての税財源の移譲等が見込まれ、十八年度以降については、三位一体改革における財源不足は解消されるのではと考えています。

しかし、十八年度から始まる団塊の世代による退職者の増加が大きく見込まれることや、急速に進展する高齢化社会や情報化社会などへの資金需要は益々増加



されることも予想し、人件費をはじめとする財政の健全化を図ることを前提に常にローリングを回り計画書を策定しています。

また、財政の健全化計画については、現在推進している「緊急財政健全化計画」が、平成十五年度から十七年度までの財政計画です。中、来年度においては、中間市第四次総合計画・市のマスタープランの策定と合わせて、新たに十八年度以降の本格的な「第三次行政改革案」を策定し、短期的な財源の確保と長期的な安定した財源の確保を図る計画書を策定することになっています。

また、単独で中間市が行う行政運営を行わねばならない場合には、さらに、強力な行政財政改革を進めることは勿論ですが、また行政財政改革の枠の中だけにとどまらず、第四次のマスタープランにおける地域振興策をより積極的な方策とし、活力ある街づくりに向けて人口増や雇用の拡大等を図りながら、税収の確保についても、全力をあげて取り組まなければならないと考えています。

大島市長の公約に対する
総括について何をしたの
かお尋ねします

議員 公約

株式会社中間市役所

暴力追放

公平な入札制度

その他中間市の将来についてどう思うのか以上の点について質問します。

市長 株式会社中間市役所とした目的は、これからの地方自治体が抱える多くの課題、「少子高齢化」、「高度情報化」、さらには「環境問題」、「家庭内暴力」等々、

地方分権時代における我々に課せられた多くの課題に、どのように対処していくかを考えた時に、自分自身、民間の会社で長く勤務をした経験から、中間市役所を株式会社に見立て、市民を株主として、株主である市民の利益を優先する、すなわち、市民の幸福を追求する市民サービスを基本にし、民間の発想と活力を市政に活かしながら、事務事業の効率性や成果を追及し、費用対効果が最大限に発揮できる行財政運営を目指すことを目的としました。

具体的には、平成十四年

一月から契約課や明るい街づくり課を設置し、入札制度の改革や、非行・家庭内暴力等、市民の安全を守る施策、また、平成十五年

度から事務事業評価システムの導入を始めとして、積極的な取り組みを推進していきます。

また、全庁的には中間市職員としての自覚と誇りを打ち出し、市民に対するあいさつ、身だしなみ、言葉づかい等についても積極的

に取り組みをしています。「市民にわかりやすい、市民のための市政」を發展させ、複雑多様化する行政需要に即応できるよう、職員

の意識改革を図ること、お客様である市民に信頼さ

れる中間市役所に改革しようとするものです。暴力団事務所の撤去、その他あらゆる暴力追放を掲げ、中間市暴力追放推進協議会」を本年三月に発足

させるとともに、先月二十日には中間市議会を始め三十六団体の協力を得て、暴力のない街づくりを目指し「中間市暴力追放市民集会」を開催しました。

当日は、折尾警察署を始め、約三〇〇人の市民の参加の中、「犯罪のない安全で住みよい街が市民全員の願い。集会を機に、市民全員が暴力団を許さない決意を持つ」と決議したところです。

今後とも市民を始め警察など関係機関と協力して粘り強く、暴力追放運動に取り組んでいく考えです。

公共工事における不正疑惑の解消を図るため、公共工事の公正性、透明性に努めることを約束していますが、現在まで実施している主なものは、平成十四年一月一日付けで機構改革を行い、総務部に契約課を新設し、それまで建設部管理課で行っていた、建設工事の業者登録の受付、格付、



指名競争入札、契約などの業務と建設工事以外の物品等に関する業務を併せて契約課で行なうことにしました。

契約課設置後の平成十四年八月から予定価格の事前公表を行い、さらに平成十五年十月からは、最低制限価格も併せて事前公表にしました。

また、指名競争入札の業者選定についても、建設工事の指名審査委員会で厳正に審査をしていますが、さらに厳正に審査するため、平成十五年四月一日付けで、

それまで、設計金額が一千五百万円以上のものを一千万円以上に引下げて審査を行い、これに合わせて、入札執行の基準額を予定価格

が百三十万円から百万円に引下げを行い、入札執行業務を実施しています。

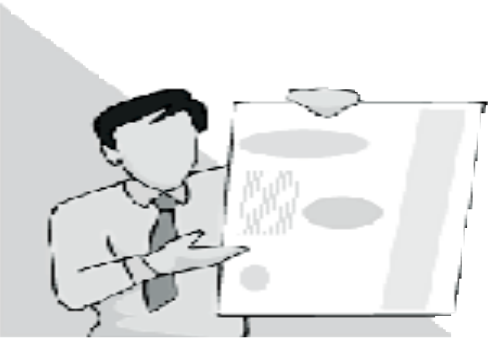
平成十四年十月一日からは、市内に本店及び一定の要件に該当する業者を市内業者とし、それ以外の業者を準市内業者として区分を行い、指名審査要綱及び指名基準に基づいて業者の選定をしています。

さらに、工事の施工状況の検査体制については、契約課設置前は、検査業務を建設部所管課で実施していましたが、適正な施工を確保するため、契約課検査係で実施し、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加え、受注者の適正な確保を図るために、工事の施工状況の評価を目的として、工事成績評定を行って

います。

この工事成績評定に当たっては、平成十四年四月一日付けで中間市請負工事検査要綱及び中間市請負工事成績評定要領を制定し、客観的に適正な評価を行い、この評価点数を土木業種並びに建築業種の格付に主観

点数として加算するなど、様々な契約制度の改善に、取り組んでいるところです。



暴力追放問題について

議員 暴力追放を選挙公約にした市長を支えた現職市会議員が、暴力団に襲撃された事件は、議会制民主主義に対する攻撃です。

この事件についての所見と対策をどのように講じてきたか、お伺いします。



暴力追放市民集会

昨年十二月市議会で「暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求め」の請願が採択され、市内三十六団体で構成する中間市暴力追放推進協議会が結成されました。

また、十一月二十日、「中間市暴力追放市民集会」が開催され、「暴力の存在しな

い安全で安心して暮らせる活力ある中間市」をめざすことが決議されましたが、暴力のない中間市をつくるには、暴力団事務所の撤去は不可欠です。

今後の対策について、市長の所見を伺います。

市長 中間市では、「暴力追放都市宣言」をはじめ、市議会においても暴力反対の決議をもつて、強く暴力を否定してきたことは周知の事実であり、将来にわたって追求すべき市民共通の願いであり、平和で安全なまちづくりは、市民憲章でもうたわれています。

全ての暴力は民主主義の敵であり絶対に許すことのできない卑劣な犯罪です。

平成十三年十二月二十五日、中間市暴力追放緊急決起集会が警察を始め多数の市民参加のもと急遽、開催され暴力の絶対排除に関する決議をしたところです。

市民の断固たる決意のもと今後とも、警察をはじめ各関係機関と協力をして、安全なまちづくりを目指していく考えです。

また暴力のない中間市を作るには暴力団事務所の撤去は不可欠です。

今後の対策について、「暴力

団対策法」第十八条、事務所等における禁止行為の中に「事務所又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行ない、又は威勢を示すことにより付近の住民又は通行人に不安をおぼえさせること」という項目もあり今後とも、警察等と協力し見届けていきたいと思えます。

市内に進出した暴力団事務所の撤去を実現するには、暴力追放意識の高揚を図り、全市的追放運動を活発化させていく必要があると考えています。

行財政改革について

議員 中間市の行財政改革

について

市長 中間市の行財政改革について、単独行政を行うことになった場合の今後の行財政改革の方針ですが、自立機能の強化とともに、社会経済情勢の変化に伴い複雑多様化する市民ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できる行政組織の確立や、住民福祉の向上と活力ある地域社会の構築を図っていくこれまでにない新しい視点での行政改革を推進してい

くべきだと考えています。

行革大綱は、行政面積が狭いという本市独自の地勢を生かし、住民の顔が見える行政、つまり住民自身が市政運営の一翼を担っていると感じることのできる行政を基本コンセプトに策定する必要があるものと考えているところです。

すなわち、市民と行政の距離を著しく縮めるための施策、一例をあげれば、各種審議会委員の公募制の確立、施策を実施する場合、準備段階からのワークショップの開催や出張出前講座の開催あるいは新たなイベントの創設など、行政運営に際してのあらゆる機会を捉えて、住民が積極的に市政に参加できる制度を確立

し、住民自らが市政に参加し、そして運営していると、そして運営しているという自覚や満足感が持てるような市政を目指していきたいと考えています。

次に重要な案件としては、財政再建問題があります。

財政健全化計画が、平成十七年度をもって完了することから、新たに策定する行政改革大綱を、その後の財政運営の指針として位置付けていきたいと考えています。

財政再建の基本的考え方としては、特に職員人件費の削減を中心に取り組みたいと考えています。

そこで、職員の士気を維持、向上しながら人件費を削減するという、ともすれば一見矛盾する二つのテーマを同時に解決するため、人件費の見直しに連動させた新たな人事管理制度の導入を検討していきます。

具体的には、職員提案制度、人事異動希望申告制度や人事評価制度など新しい制度導入により、これまでの年功序列の給与体系を刷新し、職員自身の努力がそのまま評価につながる制度の確立を目指し、公務職場の活性化を図ります。



中鶴団地の安心安全な環境づくりについて

議員 県道直方水巻線沿いの中鶴一丁目の自動車騒音を減らす対策

団地内道路、歩道の整備について

暴力追放について

市長 道路は、平成十一年度の全国道路交通情勢調査において、一日あたりの交通量が約一万六千台となっており、対向二車線、車道幅員約八・二m、制限時

速五十kmの遠賀川右岸堤防の県道です。騒音問題に関しては、同様の申し立てが地域住民の



県道直方水巻線

方から過去に出されており、その時に、市が対応した経緯があるので説明します。

一住民の方から、騒音についての苦情申し立てがあり、自動車騒音の苦情と言う観点から、県にも相談し、あくまでも参考数値であることを苦情申立て人に伝えたいと、市において平成十五年八月に測定を実施しました。

測定結果は、昼間及び夜間ともに基準値、要請限度内の数値であり、申立て人へ報告をしました。

その後、申立て人は県北九州土木事務所に対しても測定を要請されており、県土木事務所は専門業者に委託し、平成十五年十一月に二十四時間測定を実施しています。

測定結果は「騒音規正法に基づく自動車騒音の要請限度内の数値である」とのことでした。

舗装状況も現状では問題なく、県としても対応できる余地がないとの考えです。

速度超過に伴う騒音、あるいは暴走族が発する騒音につきましては、折尾警察署にその取締り強化をお願いしているところです。



中鶴団地内の道路

中鶴団地は、昭和四十八年、現在の住宅地として開発をしたものですが、当時、団地内道路については、幅員四m及び六mで形成されています。

しかしながら、団地内道路は、児童の通学路にも指定されるなど、安全性の確保が不可欠なことから、昭和五十三年福岡県公安委員会との協議で、団地内道路の通行方向指定表示、いわゆる一方通行の指定を行い現在は、水巻町に通じる市道乗越・浄花寺線と岩瀬二丁目に通じる市道中鶴・蓮花寺線の幹線二路線に、速度規制や車両規制を行うなど住民の安全確保に努めています。

その他の団地内道路については、道路幅員が四mから六mと狭小で、歩道を設置した場合車道が極端に狭くなる為、かえって団地内に交通障害をきたす恐れがあり歩道の整備が行えないのが現状です。

それに代わる措置としては、通学道路として指定している中鶴七十号線については、路面表示の区画線により両側一・五メートルの歩行空間を確保し歩行者と車両等を分離することにより交通事故等の防止を図っています。

今後は、限られた道路幅員の中で安全に通行できるように検討していきたいと思

います。「暴対法」が暴力団員の行う暴力的行為等の規制や対立抗争による、市民生活の安全と平穏の確保を目的に制定されています。

そのなかでは暴力団事務所そのものが、違法ではなく取り締まりの対象になっていません。

しかしながら、治安当局を始め関係団体の指導と協力にもかかわらず県下各地で頻発する暴力行為が、特に青少年に及ぼす影響は、



真に憂慮に堪えないものがあります。

この度、「中間市暴力追放推進協議会」を発足させ、警察をはじめ多数の市民の参加のもと、「中間市暴力追放市民集会」を開催し暴力団事務所への撤去はもちろ

んと、あらゆる暴力を排除することを決議したところで

す。どのような動機があろうとも、平気で人を傷つける暴力行為は、絶対に許されることではありません。

「暴力団をおそれない」「暴力団に金をださない」の三

ない運動を推奨し、中間市から、あらゆる暴力とその要因をなくし、安全で住み

よい街にするために、警察や暴追センターなど関係機関と協力し、ねばり強く運動を進めていく考えです。

北九州市との合併に対する 大島市長の個人的考えに ついて

議員 大島市政と合併の関連を伺いたい。

市長 私は、平成十三年七月、市長選挙に立候補するに当たり、七つの公約を掲げました。

その一つが合併問題です。合併問題を公約に掲げたのは、国も含め地方の厳しい財政状況、少子高齢化の進行、廃棄物対策等の広域的課題など多くの問題もありました。

また、国においては、「市町村の合併の特例に関する法律」いわゆる合併特例法の改正を行うなど、市町村の合併の促進のための様々な施策を打ち出すなど、積極的に市町村の合併促進を推し進めている状況がありました。

中間市の将来のあり様を考える時、合併問題は真剣に取り組んでいかなければならない課題であると考えたわけです。

この合併の問題については、住民のみならずも強い関心を示され、多く質問を受けたことも事実です。

早速、公約実現のため、市長になった翌年の平成十四年一月に、助役を長に部長級により構成する合併検討委員会を発足しました。

その後、議会と合同で合併検討特別委員会を設置して、合併に関する研修等を行うとともに、合併問題対策室を設置し選挙肢として、

一、遠賀四町との合併

二、北九州市との合併

三、単独行政

の三つのパターンを想定し行政比較を行い、合併に関する市民向けパンフレットを作成し、市民の合併問題への意識の醸成に取り組んできました。

この合併検討特別委員会において、合併の相手先として、歴史的にも関係が深く、また、一部事務組合の構成団体である遠賀郡四町とするとの基本方針に基づき、幾度となく合併協議の申し入れをしましたが、四町は四町での合併協議が進んでいたこともあり、中間市がその協議に入ることも難しい状況でした。

その後、議会において、合併促進調査特別委員会の設置がなされ、昨年の六月十七日の特別委員会で、「財

政的に単独での行政運営が厳しい状況の中、遠賀四町との合併協議が難しいのであれば、合併の相手先を北九州市としたい」との思いを述べました。

そして、昨年の九月に住民発議により、北九州市を合併の相手先とする合併協議会設置の本請求が出され、同年十二月両市の議会において合併協議会設置議案が可決しました。

その後、第九回合併協議会を最後に二十二の協議項目すべてが合意に達したことから、同月二十五日には、合併協定書の調印式を行うとともに、この十二月議会に合併関連議案三案を上げました。

次に、北九州市との合併に対する考えについてですが、これからの国と地方の関係は対等・協力を基本に、地方は、これまでのように国に依存することなく、地域のさまざまな課題については、自らが決定し、自らが責任を負う、「自己決定」「自己責任」の原則のもと、あらゆる施策を実施していかなければなりません。

一方、市町村を取り巻く環境は、少子高齢化が急速に進み、近い将来、税金を負担する生産年齢人口が減少する一方で、医療・福祉・保健・介護サービスを受ける人が増える状況です。

また、国、地方とも、厳しい財政状況の中、地方交付税の見直し、国庫支出金の削減、税源移譲といった、いわゆる三位一体の改革が実行されつつあります。

こうした市町村の状況にあつて、抜本的な解決策の一つとして市町村合併が急速に全国的な広がりを持つようになり、本市においても、合併問題を行政の重要課題と位置づけ、議会においても特別委員会が設置され、住民の皆さんに対して、広報、パンフレットな

どでその周知を行ってきました。

このような状況の中、市民のみならずによる北九州市との合併協議を望む声があがり、両市による合併協議会が設置されました。

まちの将来のあり様について、市民のみなさんが自らの問題として、身をもって行動されたのではないかと考えています。

合併協議会で一定の協議が整いましたことから、十月三十一日に、条例に基づき「北九州市との合併の是非を問う」住民投票を実施しました。

その結果、投票率五十九・七五％、北九州市との合併賛成が、一万六千二百六十三人で有効投票数の約七割の人が賛成でした。

多くの市民の方々が北九州市との合併を望まれたという事実です。

私は、昨年六月に合併促進調査特別委員会等で合併については、「相手先は北九州市」と発言したことについて、一部の方から、唐突とのご批判がりましたが、この住民投票で多くの市民の理解が得られたのではないかと考えています。



平成十六年度水防計画について

議員 水防機械器具及び

資材について

水防信号について

防災知識の広報周知について

市内で災害が予想される箇所について

中間市水防倉庫別資器材について

非常時の避難場所について

中間市水防協議会の実施状況について

市長 本市の水防計画については、水防法第二十五条の規定により、毎年、国県等の防災機関と事前協議をし、策定しています。

この計画は、水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を定め、水害の発生を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的として作成するものです。

市内に水害が発生し、または発生する恐れがあるときは、その危険が解消するまでの間、市長を本部長とする水防本部を設置し、国土交通省、福岡県、警察署等の関係機関と連携し、市

全職員をもって水防活動を実施するものです。

浄花町にある「水防

倉庫」に、水防活動時に必要なスコップや土のう袋、ビニールシート等を保管して、緊急時に即応できる体制をとっています。



救命用ゴムボート

また、本市を始め、県及び遠賀四町の水防倉庫に保管してある水防資器材についても、毎年その現有する数を調査し、計画書に記載しています。

このような資器材等に万一不足が生じたときは、直ちに資器材等を取り扱う業者に連絡します。

これによっても緊急調達が困難と思われるときは、北九州土木事務所に設置し

ます福岡県水防地方本部に補給要請を行うこととなっております。

水防計画に基づき、市民に各水防配備体制や避難を呼びかける信号として、消防署のサイレンを利用して信号を発するとともに、消防団や市広報車による広報活動も併せて行うこととなっております。

各関係機関及び団体等と協力し、水防の重要性について広報活動を行うことや、市民の防災意識の高揚を図ること等を定めており、毎年、梅雨時期前には広報紙により、各家庭における水害への備え等と呼びかけています。

市内で災害が予想される箇所については、水防計画書に「土石流が発生するおそれのある箇所」「一箇所」「がけ崩れ等のおそれのある箇所」十六箇所、「床上・床下浸水等のおそれのある箇所」四箇所です。

国土交通大臣が水防上重要と認める河川における重要水防箇所として、遠賀川、黒川及び笹尾川において計八箇所を指定し、毎年、梅雨時期前には、消防団及び市職員等による巡視を行い、

その位置と状況等を確認しています。

また、大雨時等には、この指定箇所を重点的に巡視し、警戒に当たるようしています。

本市水防計画については、一次避難場所を地区公民館、二次避難場所を各小中学校等と定めています。

しかしながら、本年各地で甚大な被害をもたらした大型台風に対しては、一時避難場所である地区公民館では、その施設の構造上、台風のもたらす強烈な風雨に対しては、避難所として適当ではないのではないかと、

また、二次避難所である学校までは遠いのではないかと意見もあり、関係機関と協議検討して、様々な災害の状況に合わせて、避難所も柔軟な対応をすべきであるとの考えに基づき、新たに「自主避難対応マニュアル」を作成し、市民からの自主避難の求めに応じ、各校区にある市の公共施設もできる限り避難所として広く開放するようにしました。

水防法第二十六条の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を

調査審議させるため設置する組織であり、市長を会長とし、議長、副議長をはじめ、各常任委員長や国、県及び各防災関係機関の代表者、計二十六名からの委員により構成しています。

毎年この協議会を開催し、本市水防計画の承認を得ていましたが、本年の水防協議会については、水防計画の内容における変更箇所はなく、機構改革に伴う課名変更等の軽微な変更のみでしたことから、委員を一堂に会した協議会は、開催せず委員各位の承認を得て、県知事と協議し定めています。

市議会会議録は閲覧ができます！

本会議の質問や答弁などの内容を詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。

会議録は、市民図書館で閲覧することができます。また、中間市のホームページに、14年以降の会議録を、掲載しています。

<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>